

判例紹介

歩行者が道路側溝蓋の段差につまずき負傷した事故について道路管理瑕疵が争われた事例

＝ 名古屋市道歩行者転倒事件 ＝

国土交通省 北海道開発局建設部 建設行政課企画係長 岸 洋一

1 事案の概要

本件は、5 cmほど持ち上がっていたU形道路側溝の蓋（以下「本件蓋」という。）に足を取られ転倒して負傷した原告が国家賠償法に基づいて損害金及び損害遅延金の支払いを求めて道路管理者を提訴した事案です。

一審の名古屋簡易裁判所では、国家賠償法2条に基づく道路管理の瑕疵にあたりと認め、側溝の歩行をしたことが原因の一つとして、歩行者に8割の過失相殺をした損害賠償を認めましたが、同歩行者から原判決の取消しなどを求めて控訴がなされ、その過失割合が争点となりました。

二審の名古屋地方裁判所では、同歩行者が歩道と接続した側溝上を歩行したこと自体は格別とがめられるべきことではないが、本件蓋の持ち上がりに容易に気づくことができたとして、その過失割合を5割としたものです。

〔名古屋簡易裁判所 平成18年8月2日判決〕
〔名古屋地方裁判所 平成19年2月1日判決〕

2 事実関係（抜粋）

- (1) 原告は、平成16年8月22日午前5時30分ころ、名古屋市内の歩道（以下「本件歩道」という。）を東方から西方に向けて散歩中に、対面方向から市道上を走行してきた自転車を認めたので、この自転車を避けるため、歩道の一部である蓋付U形側溝（以下「本件側溝」という。）上に退避した。
- (2) 原告は、本件側溝上において、本件蓋に足を取られて転倒し、右手首、顔面、両膝に傷害を負った。
- (3) 本件事故現場は、被告が管理している道路であり、

本件蓋が別の蓋にかかるように5 cmほど持ち上がっていた。本件蓋と本来の歩道部分との間に段差はない。

3 裁判所の判断（抜粋）

(1) 名古屋簡易裁判所（一審）

側溝は、雨水等の排水を本来の目的とするものであるが、本件側溝は歩道の一部であって、蓋がされて本来の歩道部分と段差がないのであるから、人が歩くことも当然予想される。そうすると、本件蓋が5センチメートルほど持ち上がっている状態は、歩行者がそれにつまずいて転倒する危険性は十分にあり、本件歩道には通常有すべき安全性を欠いていたと一応認定することができる。

通常の歩道において、歩行者に足下の道路の状況に常に注意を払う義務を認める法的根拠はなく、また、本件事故当時、本件歩道において歩行者にそのような注意を払うことを求め得るような事情はうかがわれないので、一般の歩行者が通常の注意を払えば、常に本件蓋の持ち上がりに気づいて転倒事故を回避できるとまでは認められない。

被告は、市民からの通報もなく、定期パトロールで本件蓋の状態を発見できなかったのであるが、本件側溝の蓋の構造上、異物が混入したり、隙間が生じたり何らかの異常が生ずることは当然予想されるところであり、本件側溝を目視さえすれば（それは現状のパトロールでも十分に可能と思われる。）、本件蓋の持ち上がり状態を発見することは十分に可能であり、発見すればその補修も容易に可能であった。

次に、本件蓋の持ち上がり状態の発生時期によっては、本件事故発生前に本件蓋の状態を発見可能であったかが問題となるが、その本件蓋の状態は、本件

事故発生日の直近に実施した同年8月19日のパトロール後に発生した旨の主張立証がないので、それ以前に本件蓋の状態が発生し、本件事故発生前のパトロールで発見可能であったものと認める。

したがって、本件蓋の持ち上がり状態が生じてから、本件事故発生までの間に、被告においてその状態を発見し、補修することは、十分に可能であったと思われる。

以上の事実等を総合すると、原告が、本件蓋の持ち上がっている状態を発見することは十分に可能であったのであり、何ら合理的な理由なく本件側溝を歩行したことが本件事故の発生の一つの原因であるから、過失相殺が認められてしかるべきであり、その過失割合は原告8割と認めるのが相当である。

(2) 名古屋地方裁判所（二審）

本件側溝は、その先端において本来の歩道部分に接続していると認められることからみても歩道の一部といえるものであり、蓋がされて本来の歩道部分と段差がなく、人が歩くことも当然予想される状態であったことが認められるのであるから、控訴人が本件側溝上を歩行したこと自体は格別とがめられるべきこととはいえず、過失相殺上考慮されるべきことがらではない。

しかし、他方、控訴人が本件蓋の持ち上がっている状態を発見することは十分に可能であったことは原判決認定のとおりであり、この点は過失相殺上考慮すべきである。

すなわち、控訴人が、進行方向から向かってくる自転車を避けてそれまで歩行していた歩道部分から側溝上へ移動し、自転車をやり過ぎた後、本件蓋の方向に歩き出そうとした段階においては、同蓋が存在する方向に向かって正面に体を向けていたことが認められる。

そして、この段階で控訴人の視界を遮る障害物はなく、本件蓋の方向に体を向けた時点で、進行方向足下の本件蓋に視線を向けていれば、同蓋の持ち上がっている状態を発見し、本件事故の発生を回避することは十分に可能であったのであり、このことは、原判決判

示のとおり、歩行者に足下の道路の状況に常に注意を払う義務を認める法的根拠はなく、また、本件事故当時、本件歩道において歩行者にそのような注意を払うことを求め得るような事情はうかがわれないうとしても、損害の公平な分担という観点から過失相殺上考慮されてしかるべきであり、その過失割合は控訴人5割と認めるのが相当である。

4 終わりに

道路が「通常有すべき安全性を欠いている」かどうかを判断する前提としては、営造物に危険性が存在していることが必要です。本事案の判決では、一般の歩行者が通常の注意を払えば常に本件蓋の持ち上がりに気づいて転倒事故を回避できるとまでは言えないとして損害賠償請求を認めたものの、歩行者も本件蓋が持ち上がっていることに容易に気づくことができたとして、その過失割合を5割としています。

一方で、賠償責任が否定された判例としては、下記のような事例があります。

例えば、山口国道191号穴ぼこ歩行者転倒事件（広島高裁昭和47年12月11日判決・最高裁昭和52年2月3日判決）では、歩道にある都市ガス用「水取りボックス」の窪み（20cm²、深さ2.2~2.4cm）は危険を生じさせるものではないとして、賠償責任が否定されています。

また、神戸地裁平成6年11月30日判決では、歩道上にあるグレーチング周辺の5mm程度突起したコンクリート角部分に足を掛けて転倒した件について、「かかる部分に本件程度の角の突起があっても、これをもって通常の歩行者が予想できない危険な凹凸ということとはできない。もとより、歩道については歩行者が安全に通行できる状態に設置管理されるべきであるが、必ずしも凹凸が皆無の状態にあることを要求される訳ではなく、本件事故現場が事故の直前に整備されたものであるとの事情を考慮してもなお、右の程度の角の突起は、その存在場所からして、許された凹凸にあたり解される。」として、歩道として有すべき安全性を欠いているとは認められないとしています。

歩行者の事故に係る道路の設置又は管理瑕疵が争われた事例としては、歩道上の窪みや穴ぼこによる転倒事故をはじめ、排水施設の不備やガードレール・橋梁等の不全による転落事故などがあります。道路管理者としては、歩行者の視点にたつて、日常の維持管理業務を適切に行うことが求められています。

【概要図】

